

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 受講対象者向け

## 令和6年度 沖縄県相談支援従事者初任者研修 (2日課程)

### 募集要項

オンライン研修です。下記事項をご了承のうえ、お申込みください。

●講義(2日)をオンライン〈e-ラーニング使用予定〉での受講

→受講後に課題の提出をしていただきます。

基本的なパソコン操作等含め、メールの送受信がご自身で可能な方のお申し込みに限ります。

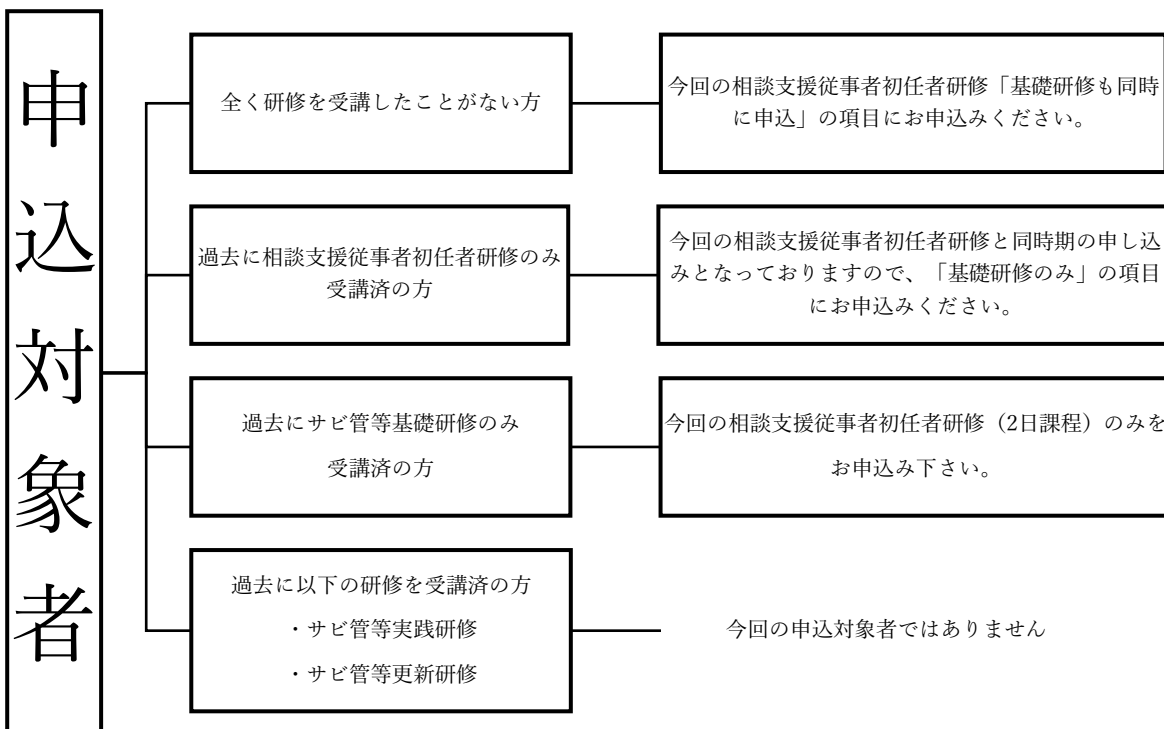
必ず受講者ご本人が把握し、研修を受講できる準備をお願いします。

※e-ラーニングの受講は、パソコン、タブレット等端末及び、インターネット環境を各自で用意し、オンラインで受講していただきます。

★サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者となるには、まず「相談支援従事者初任者研修」および「サービス管理責任者等基礎研修」を受講する必要があります。

この2つの研修を今年度受講希望の場合は、相談支援従事者初任者研修の申込の段階で「基礎研修も同時に申し込む」と選択ができるようになりました。

インターネット申込および郵送での申込書の欄に掲載しております。ご確認ください。



## 1 研修目的

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

## 2 主催

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

※沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

## 3 受講対象者

・指定の障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事予定の者で別紙の実務要件（別紙参照）を満たしている者

★制度改正により、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置は最短で2年後（実践研修受講後）になります。事業所の配置計画をご検討の上、お申込みください。

※1法人から複数名申込をする場合には優先順位をつけていただきます。

※個人の申し込みは可能ですが法人推薦が原則です。

※例年申込者が多数のため、沖縄県内の事業所に所属する申込者を選考します。

## 4 研修日程

	日 程	備 考
2 日 (講 義)	オンライン<e-ラーニング>での受講 (令和6年7月3日(水)～7月16日(火) 配信) ※受講後、課題を郵送またはメールにて提出してください。 <u>提出期限(7/16) 消印有効</u>	テキストを購入ご準備ください。オンライン(e-ラーニング)の詳細はメールにてURL、ID、パスワードを送付します。

## 5 募集定員 300名程度

※受講申込者多数の場合は県と協議の上、選考となります。あらかじめご了承ください。

## 6 受講料 【税込】 15,400円

(教科書は受講決定者が別途購入 【税込】 ¥3,520 送料別)

※教科書は「中央法規出版 障害者相談支援従事者研修テキスト 初任者研修編」を使用。事業所内ですでに準備されている場合は購入の必要はありません。

## 7 受講申込方法

### (1) 申込先

令和6年5月9日(木)～申込を開始します。

以下の①②の作業を申込期限内に行ってください。

① おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページにアクセスし、基本情報の申し込みを行ってください。URL：<https://www.osn.okinawa/>

②おきなわ障がい者相談支援ネットワークのホームページより申込書(2日課程用)をダウンロードし、必要事項を記入の上(裏表有)期限内に事務局に郵送してください。

※必ずコピーをとって保管してください。特段の事情がない限り、申込書の返却はいたしません。

※記入漏れや書類不備の場合は申し込み受付しかねます。

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

**申込期限 インターネット申込：令和6年5月27日(月)午後5時 期限厳守**

**申込書の提出期限：令和6年5月27日(月)消印有効**

### (2) お問い合わせ先

〒901-2316 沖縄県北中城村字安谷屋1147番地 3階

特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

TEL：098-988-7312 FAX：098-988-7313

メール：kenshu-osn@titan.ocn.ne.jp

## 8 受講者の決定

選考の上、研修実施者の特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワークより文面での受講可否の通知を6月中旬に発送を行う予定です。6月下旬までに受講可否通知が届かなければ、おきなわ障がい者相談支援ネットワークまでご連絡ください。

※なお、申込内容を虚偽申告したとみなされる場合、決定を取り消す可能性があります。

申込の際は正確な情報の入力を行ってください。

オンライン研修によりご本人ではないと判断された場合も受講不可となります。

## 9 修了証書の授与

研修を修了し、課題を提出した者に修了証書を郵送にて交付します。

締切日までに、課題の提出がなかった場合は修了証書を発行できません。

## 10 個人情報の取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡・名簿等作成のためにのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

(名簿作成後、沖縄県に報告するとともに本法人で保管)

## 11 研修受講時の留意事項

日程については各自、受講決定通知書にて確認してください。本要項の内容・研修の目的を確認してから申込を行ってください。

## 12 その他

- ① 災害時等により研修が中止もしくは延期になる場合があります。その場合の対応については沖縄県と協議したうえで、ホームページ等で受講者にお知らせします。
- ② サービス管理責任者・児童発達支援管理者になろうとする方は、まず本研修の2日間課程を受講するとともに、サービス管理責任者・児童発達支援管理者基礎研修も受講する必要があります。(それ以外にも研修等がありますので、各自ご確認ください。)
- ③ サービス管理責任者等の配置要件、事業者指定など制度に関することは、沖縄県障害福祉課(事業指導支援班 098-866-2190)にお問い合わせください。

那覇市に住所がある事業所は、那覇市役所障がい福祉課へが問い合わせ先になります。

**本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として必要な経歴等を証明するものではありませんのでご注意ください。**

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件（※赤字の部分か初任者研修・基礎研修の申込条件年数です）

業務の範囲	業務内容	実務経験年数 ( )内は初任者研修・基礎研修申込条件年数	
		国家資格者※1	左記以外の者
<p>障害者の介護、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p> <p>(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練、職業教育に係る業務、その他の福祉サービス提供業務、生活訓練、訓練等に係る指導業務</p>	<p>a 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者</p> <p>b 児童相談所、更生相談所身体・知的、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者</p> <p>e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者</p> <p>f 病院・診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士専任資格を有する社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等 (2) 上記f-eの従事者及び従業者としての期間が年以上 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現、介護職員初任者研修に相当する研修を修了した者(介護福祉士含む)) (4) ※1(国家資格)を有する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <p>a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、及び病院又は診療所の病室であって障害病棟に係る従業者</p> <p>b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業老人居宅介護等事業に従事する者</p> <p>c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者</p> <p>d 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者</p> <p>e 特別支援学校等の従業者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	<p>① 3年以上 (1年以上)</p>	<p>② 5年以上 (3年以上)</p>
		<p>① 3年以上 (1年以上)</p>	<p>④ 8年以上 (6年以上)</p>

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、技能訓練士、福祉装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、柔業士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを含む。  
 ※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)  
 (1) 社会福祉士専任資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)  
 (2) 保母士  
 (3) 児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員  
 (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現、介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者(介護福祉士含む)

